事 前 評 価 調 書 (案)

I 事業概要								
事	業名	a 農業農村整備事(経営体育成基盤整備事業)						
地	区名	安城	んじょう あらい 安 城 荒井地区					
事	業箇所	安城市	安城市根崎町、東端町、城ケ入町					
	業のあ らまし	営ほりら営制	本地区は、安城市の南西部に位置する農業地帯であり、1964年度から 1971年度にかけて団体 営ほ場整備事業で一次整備を実施した。水田の区画は 20a から 30a 未満の小区画であることか ら営農効率が悪く、設置から 40年以上が経過した用水路及び排水路は老朽化に伴う破損により 漏水が頻発する等、維持管理に多大な労力を要している。 このため、区画整理ならびに用水路及び排水路の改修を実施することによって、営農条件を 改善し、担い手への農地の集積・集約の推進及び農業経営の安定を図る。					
事業目標		農地	【達成(主要)目標】 営農条件の改善、担い手への農地の集積·集約及び農業経営の安定を図る。 農地利用集積率の増加 現況:81.9% ⇒ 目標:88.2% 事業開始時における担い手農地利用集積率が55%以上90%未満である場合、5%ポイント以上増加(農業競争力強化農地整備事業実施要綱) 【副次目標】					
事業費			事業費	内訳				
		122 TD .	24.1 億円 │ ■工事費 20.3 億円、■用補費 0.					
事業期間		採択	予定年度 2020 年度 着工予定年度 2021 年	年度 完成予定年度 2027 年度				
事業内容		区画整理 80.3ha、用水路工 17.1km、排水路工 6.5km						
I	評価							
①事業	1) 必要		本地区では、担い手農家 11 人が約 8 割の農地を約20a から 30a 未満の小区画であり、用水路及び排水に伴う破損により漏水が頻発するなど維持管理に多利用集積率は頭打ちとなっている。 担い手農家への農地利用集積を進めるため、狭り及び排水路の改修等によって、営農条件を改善する	路は設置から 40 年以上が経過し老朽化 多大な労力を要していることから、農地 小な農地の大区画化や老朽化した用水路				
①事業の必要性	判定		A:現状の課題又は将来の予測から事 B:現状の課題又は将来の予測が十分					
1±			【理由】 将来にわたって安定的な営農を継続するために、 水路及び排水路の改修等によって営農条件を改善し る必要がある。					

1) 貨幣価値 【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】							
化可能な	事前評価時	/ ** **					
効果(費	(基準年:2019)	備考					
用対効果 事業費	17.0						
	4.1						
果	21.1						
作物生産効果	26.1						
品質向上効果	0.5						
営農経費節減効果	15.7						
維持管理費節減効果	△ 0.3						
対象に係る走行経費節減効果 対象に係るを対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	0.5						
	0.0						
地籍確定効果 非農用地等創設効果	0.1						
作展用地等創設効果 合計(B)	0.1						
	42.7 88.4						
算定要因 畑作付面積(ha)	0.8	+					
弗巴拉林用 (D/O)	2.0						
② 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第							
************************************	受异 したもの。						
次四行五人により端数が占わない場合がある。 重 注)その他費用の内訳							
C							
再整備費+事業着工時点の資産価額一評価期間終		貝					
②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(国		. .					
再整備費+事業着工時点の資産価額一評価期間終	祖						
※評価期間:48年(当該事業の工事期間8年+40年)							
【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】							
	「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(2015 年 9 月農林水産省農業振興局整備部監修)						
による。	による。						
2) 貨幣価値 該当なし							
化困難な							
効果							
A: 十分な事業効果が期待できる。							
A B: 十分な事業効果が期待できない。							
判定 【理由】							
サイン							
1) 事業計画							
調査・設計 ◆	2026 2027 🛆	<u>+</u>					
副員·設計 ▼	5 2026 2027 合	清十					
	5 2026 2027 合	· 言 十					
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	5 2026 2027 合	+					
	5 2026 2027 合	?≣ †					
	5 2026 2027 合	 					
	5 2026 2027 合	<u>;</u>					
	—						
3 事 業 の ・用水路工	—	·清十					
	—						
	—						

	2)地元の合意形成	土地改良	土地改良法に基づく事業であり、地元の合意形成は図られている。		
	3) 環境への 影響	環境に著しい影響を及ぼさないよう、保全対象生物が減少する時期の施工、保全対象生物の工事区域外への一時移動、濁水・土砂流出の防止や低騒音・低振動・排出ガス対策型 建設機械の使用等の対策を実施する。			
	判定	А	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。		
		【理由】			
		地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。			
	1) 代替案の	農地の大	区画化、用水路のパイプライン化及び排水路の改修を一体的に実施する手法は、		
<u>4</u>	比較検討	これらを個別	別に実施する手法より経済的かつ効率的であり、最も妥当な計画である。		
事 業	結果				
④事業手法の妥当性			A: 手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段		
		Α	が最も妥当である。		
妥	判定		B: 手段には代替性があり、改善の余地がある。		
性		【理由】			
		経済性、現地状況から、最も妥当な事業計画である。			

Ⅲ 対応方針(案)

事業実施が 妥当である。 事業実施が妥当である。: 上記①~④の評価ですべてA判定であるもの。

事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

_

【主な評価内容】

担い手農家への農地の利用集積率

V 事業評価監視委員会の意見

VI 対応方針